就学援助に関する事務（法別表第１の２７の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第３の６の項において同じ。）であって教育委員会規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1（2）　：　知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務（法別表第１の２７の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第３の６の項において同じ。）であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	91	
③番号法別表第２の項	151	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第１の１０の項 就学援助に関する事務（法別表第１の２７の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第３の６の項において同じ。）であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第１条	相模原市就学奨励規則（昭和37年相模原市教育委員会規則第７号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由のため、就学困難な学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付し、就学を奨励することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市就学奨励規則（昭和37年相模原市教育委員会規則第７号）相模原市就学奨励金交付認定基準

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	相模原市就学奨励規則第５条第１項
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	相模原市就学奨励規則第５条第１項の奨励金の交付の決定に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号ｲ	相模原市就学奨励金交付認定基準第１項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報	相模原市就学奨励規則第４条第１項の奨励金の交付を受けようとする者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第９条第２項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.